## 久留米市国民保護計画 (素案)への意見募集の結果

平成18年10月3日(火)から11月1日(水)まで、久留米市国民保護計画(素案)について、市民の皆様からの御意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

なお、意見につきましては、原文を一部要約して掲載しています。

久留米市総務部生活安全推進室

1 意見提出者 10人(団体を含む)

## 2 提出方法

方 法	人数	件数
持 参	1人	4件
郵 送	0人	0件
FAX	6人	7 3件
Eメール	3人	16件
合 計	10人	9 3 件

## 3 意見への対応状況

区分	件 数	備考
趣旨や提案を反映し計画(素案)を見直すもの	2件	下線 () にて表示
趣旨を今後の取組の中で反映していくもの	2 0 件	網掛()にて表示

## 4 意見の概要とそれに対する市の考え方

意見者		意見の概要	市の考え方
梅満町	1	国からの指示の流れについては、記述されているが、武力攻	武力攻撃事態等において、国民が適切に行動するためには、正確な情報を
5 1歳		撃情報の収集と公開についての記述がない。市民が正しい情	適時に、かつ、適切な方法で提供することが必要であることから、国民保
		報を得るための情報の流れについて、その方法の明確化が必	護法第23条において、対策本部長(内閣総理大臣)が国民に対し、武力
		要である。	攻撃及び武力攻撃災害の状況並びに国民の保護のための措置の実施状況に
			ついて公表することと規定されており、これらの情報は、国から直接国民
			に伝えられます。
	2	指示が、国 県 市町村の流れになっているが、指示を待つ	市国民保護計画(素案)の第3編第7章第2「応急措置等」に武力攻撃災
		ことで被害が拡大すると判断できるときは、市の判断で対処	害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、市長は、自
		することを明記すべきである。	らの判断に基づき、退避の指示等を行うことを定めています。
	3	自衛隊が有事の際に出動する場合、市内の道路の閉鎖などが	交通規制は、国民保護法第155条において、都道府県公安委員会が、住
		必要になるため、その際に機敏な処理が行えるように、自衛	民の避難、緊急物資の運送その他の国民保護措置が的確かつ迅速に実施さ
		隊、市、消防、警察との連携と市民への情報の伝達につい	れるようにするため緊急の必要があると認めるときに緊急通行車両以外の
		て、その方法の明確化が必要である。	車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができるものとされ
			ており、その手続きについては、国民保護法施行令第39条に定められて
			います。
	4	本計画では、弾道ミサイル攻撃、空爆も想定しており、その	避難場所や避難方法は、攻撃の類型及び規模によって異なるため、特定す
		際の避難地をビルとしているが、ビルは攻撃対象になるた	ることは困難です。なお、避難施設については、県国民保護計画におい
		め、危険である。避難所として、また、被災者の治療をする	て、あらかじめ県が指定することが定められています。
		医療施設としても、防空壕が必要ではないか。	

意見者		意見の概要	市の考え方
宮ノ陣5丁目	5	計画が対象とする事態は、ほとんどが短時間に終結してしま	市国民保護計画は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身
5 3 歳		うものであり、これらの攻撃等から国民を守ることは不可能	体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影
		と思われる。	響が最小となるようにすることを目的に制定された国民保護法を踏まえて
			作成するものです。
			国民保護法は、武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象として、その対処に
			必要な措置を定めており、着上陸侵攻、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾
			道ミサイル攻撃、航空攻撃を武力攻撃事態として想定しています。
	6	計画は、自衛隊の戦車、ミサイル等を配備するのに不都合な	市国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を定
		国民の財産を合法的に摂取できるようにするためのもののよ	めたものであり、国民の財産を合法的に摂取できるようにするためのもの
		うに読める。	ではありません。
	7	昼間、福岡地区へ勤務している者には、どのような方法で久	国民保護法第8条では、国及び地方公共団体は、国民に対し、正確な情報
		留米市の情報を伝えるのか。	を、適時に、かつ、適切な方法で提供しなければならないとされており、
			市国民保護計画(素案)にも、市は、県、指定公共機関及び指定地方公共
			機関とともに、適切な広報手段を活用して、国民に迅速に国民保護措置に
			関する情報を提供するよう努めることを記述しています。
	8	計画素案の閲覧だけでパブリック・コメントを実施するのは	
		いかがなものか。	間を10月3日から11月1日までの30日間として、広報紙や市公式ホ
			−ムページにより周知を図り、パブリック・コメントを実施したもので
			す。

意見者		意見の概要	市の考え方
東町 8 3歳	9	戦時体制の再来を想わせるような計画であり、非常に不安を 感じる。国民保護法の前に「武力を持たない」、「武力攻撃を しない」ことに、もっと力を注ぐべきである。	我が国に対する武力攻撃という事態が生じることは、まずは外交など国の 責任において最大限の努力がなされ、回避されるべき問題でありますが、 万が一にもこうした事態に至った場合に備えて、国民保護法に基づく市国 民保護計画を作成し、住民の生命、財産を守ろうとすることは、法律の定 めに基づくものであり、市として重要な責務であると考えます。
	1 0	「かんがみ」など日常的に使用されない言葉が出てくるのに 違和感がある。	国民保護法、福岡県国民保護計画及び市町村国民保護モデル計画の表現に 準じて記述しているものです。
	1 1	短い文中に「市民」、「国民」と使い分けてあるが、久留米市が作成する計画であれば、「国民」ではなく、「住民」で通すべきである。	

意見者		意見の概要	市の考え方
西町	1 2	周辺事態が十分に論議されていないのに武力攻撃発生を予想	我が国に対する武力攻撃という事態が生じることは、まずは外交など国の
78歳		するのは急すぎる。	責任において最大限の努力がなされ、回避されるべき問題でありますが、
			万が一にもこうした事態に至った場合に備えて、国民保護法に基づく市国
			民保護計画を作成し、住民の生命、財産を守ろうとすることは、法律の定
			めに基づくものであり、市として重要な責務であると考えます。
	1 3	武力攻撃という文言がやたらと多いのが気になる。	市国民保護計画は、武力攻撃事態や緊急対処事態を想定したものであり、
			必要に応じて「武力攻撃」という表現を用いています。
	1 4	武力攻撃が核爆撃とすれば、多様な取組はすべて無駄であ	市国民保護計画は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身
		<b>వ</b> 。	体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影
			響が最小となるようにすることを目的に制定された国民保護法を踏まえて
			作成するものです。
			国民保護法は、武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象として、その対処に
			必要な措置を定めており、着上陸侵攻、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾
			道ミサイル攻撃、航空攻撃を武力攻撃事態として想定しています。
	1 5	22ページでは、これ幸いと自衛隊に協力を求め、その必要	
		性を市民に啓発している。	を示したものです。
	1 6	遺体に関する記述が多く、市民の死を予想していることが市	国民の保護に関する基本指針や市町村国民保護モデル計画の内容に基づ
		民の不安を招くのではないか。	き、市における平素の業務、各種措置の実施機関の事務分掌等において、
			記述しているものです。
	1 7	3 1ページの自主防災組織は、戦時中の隣組組織を想像させ	自主防災組織は、災害対策基本法第5条の規定に基づく自主防災組織を指
		3.	しており、戦時中の隣組とは異なるものです。
	1 8	38ページの研修及び訓練には、膨大な予算が必要であり、	研修及び訓練の実施に当たっては、防災訓練と共同で実施するなど、最少
		そんなお金があるのなら、福祉に回してほしい。	の経費で最大の効果が得られるよう努めます。
	1 9	研修の講師は、啓発活動の方向を間違えないように、基本的	武力攻撃事態等においても、日本国憲法により保障された国民の自由と権
		人権の確立を基本においた講師を厳選すること。	利が尊重されるべきことは当然のことであり、研修における講師の選定に
			当たっては、配慮に努めます。

意見者		意見の概要	市の考え方
善導寺町	2 0		我が国に対する武力攻撃という事態が生じることは、まずは外交など国の
70歳		学校から大学まで平和教育をやってもらいたい。武力に対し ては、日本は外交で平和的に解決するということを国の内外	責任において最大限の努力がなされ、回避されるべき問題でありますが、   万が一にもこうした事態に至った場合に備えて、国民保護法に基づく市国
		に認識させることが先決だと思う。	民保護計画を作成し、住民の生命、財産を守ろうとすることは、法律の定
			めに基づくものであり、市として重要な責務であると考えます。

意見者		意見の概要	市の考え方
上津町	2 1	この計画には、「国際的、国内的な平和への取組」がない。	我が国に対する武力攻撃という事態が生じることは、まずは外交など国の
6 2歳		この計画が真に「国民保護」となるためには、「平和構築へ	責任において最大限の努力がなされ、回避されるべき問題でありますが、
(団体代表)		の取組」をすることが一番であると考える。	万が一にもこうした事態に至った場合に備えて、国民保護法に基づく市国
			民保護計画を作成し、住民の生命、財産を守ろうとすることは、法律の定
			めに基づくものであり、市として重要な責務であると考えます。
	2 2		「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」の通称
		計画」とすること。	が「国民保護法」であるように、「国民保護」とは、武力攻撃事態等におけ
			る場合を指すことが一般的であることから、計画の名称は「久留米市国民
			保護計画」とすることとしています。
	2 3	「災害時の保護計画」を「武力攻撃事態の保護計画」に転用	
		しようとしているが、原因も状況も違う事態を一緒にするこ	地域防災計画を策定しており、これに基づいて市の区域における災害予
		とには無理があるのではないか。	防、災害応急対策及び災害復旧等を実施します。
	2 4	「武力攻撃事態」という言葉は、みだりに国民を扇動する言	
		葉となり得るのではないか。	て国民の生命、財産を保護するための計画です。
	2 5	1ページで「住民」をわざわざ「国民」と言い換えている	市国民保護計画(素案)においては、国民保護措置等の対象となる者の範
		が、市の施策であれば「住民」でよい。	囲により、「国民」と「住民」を使い分けています。
		全編にわたって「住民保護」の視点で記述すること。	
	2 6	「住民の安全確保」や「復旧等」が一番大切な「保護」と考	
		えるが、計画では、第3編の「武力攻撃事態等への対処」が	体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影
		66ページと突出して多く記述されており、第3編「住民の	
		安全確保」及び第4編「復旧等」は数ページしか記述されて	
		いない。この計画は、「住民保護」を主眼としていないので	デル計画を参考にしております。
		はないか。	
	2 7	「市国民保護協議会」のメンバーが明らかになっていない。	市国民保護協議会の構成については、後日、市公式ホームページ等により
		また、そこに女性の参画が少ない。資料としてメンバー名を	公表します。なお、協議会の構成については、国からの通達により、市防
		つけること。また、協議会メンバーに一般市民の公募枠を設	災会議を参考にすることとされており、委員の任命に当たっては、男女平
		けること。	等政策室と事前に協議を行っています。参考までに、市町村協議会の委員
			の要件については、国民保護法第40条第4項に列挙されています。

2 8	「素案」が配布されず、市民に徹底されないままパブリック・コメントが実施されているので、より多くの市民に情報がわかりやすく届くように工夫すること。	「久留米市パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき、意見の募集期間を10月3日から11月1日までの30日間として、広報紙や市公式ホームページにより周知を図り、パブリック・コメントを実施したものです。
2 9	すでに連合自治会が住民実態調査を実施するなど、「個人情報保護法」に違反する行為がある。この実態調査の名簿が「武力攻撃事態等」における住民の組織づくりに利用されないようにすること。	
3 0	「基本的人権の尊重」、「国際人道法の実施」が謳われているが、市民・市職員・関係者などへの研修が義務づけられていない。また、「外国人に対する国際人道法の的確な実施」についても研修の義務づけなど具体的な取組がない。	武力攻撃事態等において、基本的人権を尊重すべきことは、国民保護法第5条に規定されており、市国民保護計画(素案)にもその旨を明記しています。
3 1	「基本的人権」が侵されたときの対処方法・罰則規定につい て明示すべきではないか。	罰則規定はありませんが、国民保護法第5条に、武力攻撃事態等において も、日本国憲法の定めるところにより、基本的人権は保障されなければな らず、これを制約することが余儀なくされるに至った場合にあっても、当 該制約は、その対処しようとする事態に応じた必要最小限のものとされ、 公正かつ適正な手続きの下に行われることが規定されています。
3 2	「国民の協力」が記述されているが、強制につながらないよ うにすること。	国民の協力は、国民保護法第4条第2項に「国民の自発的な意思にゆだねられる」とされており、強制されることはありません。
3 3	「国民保護措置に従事する者の安全確保」の項目はあるが 「住民の安全確保」に対する項目がない。別に項目を設けて 指針を示すべきである。	市国民保護計画(素案)の1ページに記述のとおり、市国民保護計画は、計画そのものが住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。
3 4	5ページに「高齢者、障害者、乳幼児等への配慮」とあるが、「女性(特に妊産婦)」や「病弱者」への配慮も必要ではないか。	「妊産婦」や「病弱者」についても「等」に含んでおり、国民保護措置の 実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児と同様に配慮します。
3 5	先の大戦では、軍事施設が攻撃の対象にされており、久留米市に軍事施設があることが住民を危険に陥れるケースを考慮し、住民に久留米市の軍事施設についての情報を公開するとともに、攻撃の対象になったときの対処法を示すべきである。	市国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を規定するものであり、市国民保護計画(素案)では、自衛隊施設等の特定の施設への攻撃については、想定していません。 なお、防衛につきましては、責任を有する国において判断されるものであると考えています。

3	36 15ページに「久留米市には原子力発電所は存在しない。」	市国民保護計画は、福岡県国民保護計画に基づいて作成することとされて
	と記述されているが、「玄海原発」の被害は広範囲に及び、	おり、福岡県国民保護計画で玄海原発の被害が想定されていないため、市
	久留米市も含まれると思われるため、そのことを想定して安	国民保護計画(素案)においても玄海原発の被害は想定していません。
	全対策を考えるべきではないか。	
3	37 │ 16、17、18ページで「敵国」、「敵」の言葉が使用さ	武力攻撃事態、緊急対処事態の想定については、国が定めた「国民の保護
	れ、このような思い込みが住民の不安をあおることは、先の	に関する基本指針」に示されており、その用語や表現を市国民保護計画
	大戦でも明らかであり、使用すべきではない。	(素案)においても同様に記述しております。
3	88 19、20ページにおいて「緊急対処事態」にふれられてい	市国民保護計画(素案)における武力攻撃事態や緊急対処事態の想定につ
	るが、「放射能被害・生物剤被害等」は長期にわたること	いては、平成17年3月に閣議決定された「国民の保護に関する基本指
	が、長崎・広島・サリン事件で明らかになっているため、	針」に基づくものです。
	「長期対処」についても記述すべきである。	
3	39 「自衛隊への協力要請」とあるが、憲法論議で異論があるも	国民保護法第20条において、市町村は、特に必要があると認めるとき
	のを市の計画に入れるべきではない。	は、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求めることがで
		きると規定されています。なお、自然災害の場合においても、災害対策基
		本法に同様の規定があります。
4	0   計画を作成するに当たっては、市長は知事と協議しなければ	
	ならないこととされており、知事の指摘事項を市民に明らか	公表する予定です。
	にすること。	
4	1   周辺事態が十分に論議されていないのに、武力攻撃の発生を	
	予想するのは、むやみに住民を煽ることになるのではない	態等において住民の生命、財産を保護するための計画です。
	か。	
4	2   この計画を立てた「生活安全推進室」の役割を明確にし、そ	
	のメンバーに配置されている久留米警察署の職員の役割を住	ど、安全で安心なまちづくりを推進する役割を担っています。なお、生活
<u></u>	民に明示すること。	安全推進室には久留米警察署の職員は配置されていません。
	3   22ページで総務部が行う「平素からの自衛隊との連絡調	自衛隊が保有する専門的知識や市の政策の方向性等について、互いに情報
	整」とは何か、住民に明らかにすること。	交換を行うことを指しています。
	4   22ページで環境部が行う「遺体の措置及び埋葬に関するこ	22ページは市の各部局における平素の業務を示したものです。
	と」については、現在の久留米市が持っている機能では対処	
	できないので、その基準を明確にすること。	
4		国民保護法第159条の規定に基づき、損失補償等は国及び地方公共団体
	用」等を行う機関が同じでは、十分な救済は行われないの	が行うこととされています。
	で、救済は独立した「外部機関」が行うべきである。	

4 6		国民保護法第6条に、国及び地方公共団体は、損失補償及び権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努めることとされ
	か个明確である。	ており、その基準や申請手続については、国民保護法施行令に定められて
		います。
4 7	3 1 ページの「自主防災組織の育成」は強制されるものでは	自主防災組織は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、地域住民により
	ないことを徹底すること。また、自主防災組織に関わる人の	自主的に組織されるものであり、強制されるものではありません。なお、
	安全確保を明示すること。	自主防災組織の安全確保については、市国民保護計画(素案)の第3編第
		3 章第 7 (1)に記述しています。
4 8	「情報の伝達」、「警報等の伝達」においては、「障害者」の	市国民保護計画(素案)の6ページ「国民保護措置に関する基本方針」で
	種別に対して細かく配慮すること	国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等に対し、き
		め細かな配慮が必要であり、警報及び緊急通報の伝達等において、特に留
		意することを記述しています。
4 9	38ページに記載されている「研修及び訓練」において、第	武力攻撃事態等において、基本的人権を尊重すべきことは、国民保護法第
	1編の基本方針で述べられている「基本的人権の尊重」「国	5条に規定されており、市国民保護計画(素案)にもその旨を明記してい
	民の権利利益の迅速な救済」、「国際人道法の実施」について	ます。
	徹底した研修をすること。	
5 0	38ページの「自衛隊」を講師に招くことや39ページの	国民保護措置を円滑に実施するためには、自衛隊との協力・連携は必要不
	「訓練」で「自衛隊等」と連携することは憲法違反ではない	可欠であることから、国が示した市町村国民保護モデル計画に基づき記述
	か。	しているものです。
5 1	41ページに記載されている「要援護者」に「妊産婦」、「病	市国民保護計画(素案)の資料編「9 用語の定義」における「災害時要
	弱者」を入れること。	援護者」に「妊産婦」を加えます。
5 2	「避難実施」は、鳥取県が行ったように、久留米市でも実際	「避難マニュアル」作成後、必要に応じて、図上訓練等によるシミュレー
	にシミュレーションを行い、住民の安全が守られるように計	ションの実施について、検討を進めます。
	画すること。	
5 3	47ページの下から8行目、「不審物等」には「不審者」が	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関しては、武力攻撃災害
	含まれないことを啓発すること。	による被害を最小限化するための適切な啓発に努めます。
5 4	48ページからの「初動連絡体制の迅速な確立及び初動措	「初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置」においては、正確な情報の適
	置」において、デマ・流布の発生を防ぐこと。	時かつ適切な提供に努めます。
	4 7 4 8 4 9 5 0 5 1 5 2	<ul> <li>従う」とあるが、具体的なことやいつまでになされるのか等が不明確である。</li> <li>47 31ページの「自主防災組織の育成」は強制されるものではないことを徹底すること。また、自主防災組織に関わる人の安全確保を明示すること。</li> <li>48 「情報の伝達」、「警報等の伝達」においては、「障害者」の種別に対して細かく配慮すること</li> <li>49 38ページに記載されている「研修及び訓練」において、第1編の基本方針で述べられている「基本的人権の尊重」、「国民の権利利益の迅速な救済」、「国際人道法の実施」について徹底した研修をすること。</li> <li>50 38ページの「自衛隊」を講師に招くことや39ページの「訓練」で「自衛隊等」と連携することは憲法違反ではないか。</li> <li>51 41ページに記載されている「要援護者」に「妊産婦」、「病弱者」を入れること。</li> <li>52 「避難実施」は、鳥取県が行ったように、久留米市でも実際にシミュレーションを行い、住民の安全が守られるように計画すること。</li> <li>53 47ページの下から8行目、「不審物等」には「不審者」が含まれないことを啓発すること。</li> <li>54 48ページからの「初動連絡体制の迅速な確立及び初動措</li> </ul>

5	5 「要援護者に対する具体的な連絡方法」を明示すること。	市国民保護計画(素案)の71ページに記述のとおり、現在市が保有する
		あらゆる伝達方法により情報の伝達に努めます。なお、災害時要援護者に
		ついては、市国民保護計画(素案)の72ページに記述のとおり、防災・
		福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、迅速に正しい情
		報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努めます。
5	6 52ページからの「市対策本部の設置等」については、久留	「市対策本部の設置等」は、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本
	米市の地勢の特徴(橋が多い。筑後川は蛇行部分がある。離	部の組織、機能等について定めているものです。
	れ島になる地域がある。自衛隊施設がターゲットになる。)	
	などが考慮されているか疑問である。	
5	7 災害時には、デマ情報が飛び交うので、指揮系統を明確化す	市国民保護計画(素案)の53ページ、54ページに市対策本部の組織構
	ること。	成図及び組織図を示しており、災害時には、指揮系統が明確になるよう努
		めます。
	8 対策本部に関わるすべての部は、「国家の安全保障」ではな	のより。    市国民保護計画(素案)の第2編第1章第5「研修及び訓練」において、
] ]		
	く「人間の安全保障」の視点に立った研修を積むこと。	市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、
		研修を通じて、国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めることを記
		述しています。
5	9 70ページからの「警報及び避難の指示等」では、災害時に	武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するために
	実際に機能するかどうか疑問である。	は、警報の内容の迅速かつ的確な伝達や避難の指示の伝達等が極めて重要
		であることから、訓練の実施等を通じて、機能性を高めるよう努めます。
6	0 84ページにおいて、久留米市は、「大都市の避難」を想定し	久留米市は福岡県南の中核的な都市であり、人口も30万人以上であるこ
	ているのか。	とから、市国民保護計画(素案)では、大都市における避難を想定してい
		ます。
6	1 「住民保護」の中心は「避難」であるが、意見を求められた	交通規制は、国民保護法第155条において、都道府県公安委員会が、住
	鳥取県の自治体は、住民の全員避難は不可能と答えている。	民の避難、緊急物資の運送その他の国民保護措置が的確かつ迅速に実施さ
	避難用の道路を自衛隊が優先的に使用することを市長が判断	れるようにするため緊急の必要があると認めるときに緊急通行車両以外の
	したら、住民の避難はさらに難しくなるので、まず、「住民	車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができるものとされ
	の避難」を優先すべきことを強調すること。	ており、その手続きについては、国民保護法施行令第39条に定められて
	の紅珠」で 後兀り、つとして出前すること。	
		います。

6.2	2 88、89ページの「救援の基準等」に具体性がない。ま	救援については、国民保護法第74条の規定に基づき、大規模な自然災害
	た、「救援」についての記述が2ページのみであるのは「住	への対処と同様に都道府県知事が行うこととされており、市町村は、国民
	民の救援」を軽視しているのではないか。	保護法第76条第1項の規定に基づき、都道府県知事が救援の実施に関す
		る事務の一部を市町村長が行うこととした場合に救援を行うことになりま
		す。
6.3	90、91、92ページにおける「安否情報の収集・提供」	被災者の数は災害の程度や規模により異なるものと思われますが、市国民
	では、被災者が膨大な人数になることが予想され、実際には	保護計画(素案)の90~92ページ「第6章 安否情報の収集・提供」
	機能しないのではないか。	に記述している内容により、適切な安否情報の収集・提供に努めます。
6 4	被害を受け「安否情報の照会」の手続きができない状態にな	市国民保護計画(素案)の91ページの「1 安否情報の収集」に記述し
	った住民の情報はどうやって収集するのか。	ている内容により、適切な安否情報の収集に努めます。
6.5	9 4ページの住民への退避の指示は、「屋内退避」のみが指示	市国民保護計画(素案)の94ページ【屋内退避の指示について】は、そ
	されており、「屋外退避」の指示の具体策がない。	の場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えら
		れる場合の指示を例示したものです。
6.6	95ページには、市職員の「安全の確保」のみが記述されて	市国民保護計画(素案)の95ページは「退避の指示」に関する内容を記し
	おり、「住民の安全の確保」の具体策がない。	述しており、指示を住民に伝達する市職員の活動時の安全の確保について
		配慮することとしているものです。
6 7	7 96ページの「警戒区域の設定」に当たり、なぜ、自衛隊の	警戒区域の範囲を適正に設定するため、専門的知識を有する県警察、自衛
	助言が必要なのか。軍優先の設定が行われる可能性は避ける	隊への助言を求めるものであり、国が示した市町村国民保護モデル計画に
	べきである。	基づき記述しているものです。
6.8	「警戒区域の設定」、「当該設備又は物件の除去」、「他人の土	警戒区域の設定は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとして
	地、建物、工作物の収用」に対する住民への事前通知、区域	いる場合に設定されるものであり、住民への事前通知は困難と思われま
	内の住民の生活権・居住権、また、長期にわたる場合の補償	す。また、武力攻撃事態等において、法律の規定に基づき収用その他の処
	等について規定すべきではないか。	分によって加えられた財産上の特別の犠牲に対しては、適切な補償を行う
		べきことは当然であることから、国民保護法においては、現行法に基づく
		補償例を参考に、物資の収用な土地の使用を行った場合などの処分につい
		て、損失補償の対象とされています。しかし、「避難の指示」、「退避の指│
		示」、「警戒区域の設定による退去命令」については、当該指示や命令を受
		けた者への危害を防止するという、まさに指示等を受けた者の利益に適う
		措置であることから、国民保護法では補償の対象とされていません。
6.9	NBC攻撃(核・生物・化学兵器)の被害状況予想や被害住	市国民保護計画は、武力攻撃の被害状況を予想するものではなく、武力攻
	民の救済に関して記述すべきではないか。	撃事態等において住民の生命、財産を保護するための計画です。

7 0	安定ヨウ素剤はすでにつくられているのか。	安定ヨウ素剤は既に開発されており、国がその責務において計画的に備蓄
		することとされております。
7 1	「危険物等の消費の一時禁止」を市長が命じた場合は、ガソ	危険物質等を取り扱う施設に対し武力攻撃が行われた場合には、危険物質
	リンなどの供給がストップし、住民生活に支障をきたすと思	等による被害が甚大になることが想定されることから、当該被害を回避、
	われるが、住民のライフラインの確保はどうするのか。	又は可能な限り最小化するため、国民保護法第103条第3項に危険物質
		等の消費の一時禁止等、必要な措置が規定されています。
7 2	「放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公	国民保護法第105条第7項の規定により、武力攻撃に伴って放射性物質
	示等」において、住民への連絡に関する記載がないのはなぜ	又は放射線が原子力事業所外へ放出されることにより、人の生命、身体又
	か。	は財産に対する危険が生じるおそれがあるときは、対策本部長(内閣総理
		大臣)が、応急の対策を実施すべき区域、事態の概要、応急対策実施区域
		内の住民等に周知させるべき事項を直ちに公示することとされています。
7 3	NBC攻撃による災害時における「遺体の移動の制限、禁	災害の規模や程度により異なるため、具体的に時期を示すことはできませ
	止」はいつまでなのか。	$h_{\circ}$
7 4	108ページの「被災情報の収集及び報告」、109ページ	市国民保護計画は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身
	の「保健衛生の確保その他の措置」、111ページの「国民	体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影
	生活の安定に関する措置」は、一番行政として対処すべき重	響が最小となるようにすることを目的に制定された国民保護法を踏まえて
	要項目であるにもかかわらず、1ページずつしか記載されて	作成するものであり、その構成については、市町村国民保護モデル計画を
	いないのはなぜか。	参考にしております。
7 5	109ページの(1)の「特に配慮を要する者」に「女性(特	市国民保護計画 (素案)の資料編「9 用語の定義」における「災害時要
	に妊産婦 )」、「病弱者」を挿入すること。	援護者」に「妊産婦」を加えます。
7 6	109ページの(4)の飲料水は全市に行き渡るように計画す	飲料水衛生確保対策については、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生
	ること。	確保のための措置を実施します。
7.7	第4編の「復旧等」は3ページ、第5編の「緊急対処事態へ	国民保護法第183条の規定により、緊急対処事態への対処は、原則とし
	の対処」は1ページと「国民保護」では一番大切な部分にふ	て、武力攻撃事態への対処の規定が準用されることから、計画上の記述は
	れられていない。これでは、住民の安全・安心は守れない。	簡略化しています。

意見者		意見の概要	市の考え方
国分町	7 8	自治体、議会の任務は、住民の生命財産を守ることが第一義	我が国に対する武力攻撃という事態が生じることは、まずは外交など国の
6 9歳		であり、住民が安心して暮らせる条件を整備することである	責任において最大限の努力がなされ、回避されるべき問題でありますが、
		ことから、まずは、国に対して「有事」を引き起こさない国	万が一にもこうした事態に至った場合に備えて、国民保護法に基づく市国
		際平和外交に徹していくことを何よりも強く求めるべきであ	民保護計画を作成し、住民の生命、財産を守ろうとすることは、法律の定
		<b>వ</b> 。	めに基づくものであり、市として重要な責務であると考えます。
			なお、久留米市においては、昭和59年7月1日に核兵器廃絶平和都市宣
			言を行い、平和事業を推進しています。
	7 9	国民保護措置の実施に当たっては、万が一にも基本的人権を	武力攻撃事態等において、基本的人権を尊重すべきことは、国民保護法第
		侵すことがないよう、人権侵害を防止するための具体的方策	5条に規定されており、市国民保護計画(素案)にもその旨を明記してい
		が必要ではないか。	ます。
	8 0	「素案」策定までの経過報告がないのはなぜか。どのような	市国民保護計画(素案)作成までの経過については、後日、市公式ホーム
		経過で計画素案が作成されたのか、住民に説明する責任があ	ページ等により公表します。
		るのではないか。	

意見者		意見の概要	市の考え方
荒木町	8 1	42ページの【救援に関する事務を行うために必要な資料】	「妊婦」や「糖尿病合併症」についても「等」に含んでおり、国民保護措
65歳		の「収容施設」の「2 高齢者、障害者、乳幼児等その他特	置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児と同様に配慮します。
		に配慮を要する者を収容できる社会福祉施設、宿泊施設、長	
		期避難住宅、賃貸住宅等のリスト」に「妊婦、糖尿病合併	
		症」を入れること。	

意見者		意見の概要	市の考え方
野中町	8 2	市民の生命とくらしの根幹に関わる施策であるにもかかわら	市国民保護計画は、国民保護法の規定により、必ず作成しなければならな
5 8 歳		ず、市民に対する説明手順を粗略に扱う市のやり方には納得	いものであり、法律の規定に基づいて、作成を進めています。なお、市国
		がいかない。	民保護計画の内容や国民保護に関する各種の情報については、積極的に市
			民へ周知を図ってまいります。
	8 3	「武力攻撃」は、どの国からのものを想定しているのか。	市国民保護計画(素案)は、武力攻撃事態等が発生した場合における国民
			の保護のための措置を記述しているものであり、どこかの国やテロ集団等
			による攻撃などを具体的に想定はしていません。
	8 4	基本的人権の尊重が計画に謳われているが、どのような方法	武力攻撃事態等において、基本的人権を尊重すべきことは、国民保護法第
		でそれは保障されるのか。	5条に規定されており、市国民保護計画(素案)にもその旨を明記してい
			ることから、それらの規定に基づき、適正な運用を行います。
	8 5	計画の主な内容は「避難」であるが、多くの市民の避難生活	武力攻撃事態等の態様は多岐に亘り、武力攻撃事態等の状況や推移に合わ
		が可能な施設や設備が用意できるのか。核や生物化学兵器に	せて適切な避難方法を選択することが重要と考えます。
		よる攻撃の場合、堅牢な地下シェルターでもない限り逃れる	
		ことはできないと思われる。結局、計画に示された避難方法	
		は、現実には役に立たないのではないか。	
	8 6	計画のシミュレーションを実施し、その結果を公表してほし	必要に応じて、図上訓練等によるシミュレーションの実施を検討し、実施
		l I <sub>o</sub>	した場合の結果については公表します。
	8 7	パブリック・コメントの集約結果を踏まえ、住民対象の説明	市国民保護計画の内容や国民保護に関する各種の情報については、広報紙
		会を開くこと。	や市公式ホームページなどを通じて、積極的に市民へ周知を図ってまいり
			ます。

意見者		意見の概要	市の考え方
中央町	8 8	パブリック・コメントを求める際は、素案だけではなく、こ	協議会の開催については、事前に市公式ホームページに掲載して周知を図
5 3歳		れまでの協議内容と協議会メンバーを公表すべきである。	っており、協議会の会議は公開しています。
	8 9	協議会の運営については、国民保護法第40条第8項の規定	久留米市国民保護協議会条例を今年3月に制定しており、協議会の内容に
		に基づく条例を制定し、情報公開条例にしたがって、協議内	ついては、情報公開条例に基づいて、適切に運用しています。
		容を常に公表するとともに、運営の透明性及び公平性を保つ	
		べきである。	
	9 0	実際に久留米市において、市民全員が避難することなど到底	武力攻撃事態等の態様は多岐に亘り、武力攻撃事態等の状況や推移に合わ
		不可能であり、想定される攻撃がもし現実のものとなったと	せて適切な避難方法を選択することが重要と考えます。
		きは、避難どころか、わずかな時間で私たちはその犠牲者と	
		なる。それを考えると、計画に定められている内容は、現実	
		性のないものであり、実効性のないものである。	
	9 1	安易に国民保護計画を作成するのではなく、人権尊重都市宣	我が国に対する武力攻撃という事態が生じることは、まずは外交など国の
		言及び核兵器廃絶平和都市宣言をはじめとする多くの宣言に	責任において最大限の努力がなされ、回避されるべき問題でありますが、
		恥じないまちとしての信念を貫くべきである。	万が一にもこうした事態に至った場合に備えて、国民保護法に基づく市国
			民保護計画を作成し、住民の生命、財産を守ろうとすることは、法律の定
			めに基づくものであり、市として重要な責務であると考えます。
			なお、久留米市においては、昭和59年7月1日に核兵器廃絶平和都市宣
			言を行い、平和事業を推進しています。
	9 2	国民保護計画(素案)に関する意見について、その全文を紹	
		介されるよう強く要望する。	考え方をホームページへの掲載等により公表します。
	9 3	国民保護計画について、市民説明会等を開催などにより、広	
		く市民に周知されることを要望する。	や市公式ホームページなどを通じて、積極的に市民へ周知を図ってまいり
			ます。